

# 国保連合会だより



NO. 2024-歯-5  
令和6年9月18日  
静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL (054) 253-5581  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## ◎郵便料金の改定について

令和6年10月1日から郵便料金に変更されます。

郵便物を送付される際は、料金不足が生じないように郵便料金に御留意願います。

特に、郵便料金改定前に購入されたレターパック封筒を使用される場合は、必ず差額分の切手を貼付して送付願います。

(料金変更一例)	旧料金	新料金
(1) 定形郵便物		
・ 25g以下の定形郵便物の料金	84円	→ <u>110円</u>
・ 25g超 50g以下の定形郵便物	94円	→ <u>110円</u>
(2) 定形外郵便物		
・ 50g以下の定形外郵便物 (規格内)	120円	→ <u>140円</u>
(3) 特定封筒郵便物		
・ レターパックライト	370円	→ <u>430円</u>
・ レターパックプラス	520円	→ <u>600円</u>
・ スマートレター	180円	→ <u>210円</u>
(4) 速達		
・ 250gまで	260円	→ <u>300円</u>
・ 250g超 1kgまで	350円	→ <u>400円</u>
・ 1kg超	600円	→ <u>690円</u>

なお、10月以降に料金不足が発生した場合は、電話連絡させていただきますので、次回の請求時に併せて不足分の切手を同封していただくようお願いいたします。

担当：総務部総務課 職員厚生係  
TEL：054-253-5530

## ◎オンライン請求の保険医療機関・薬局および指定訪問看護ステーションの皆様へ

### 1 「返戻レセプト」および「振込通知書等」の各種帳票のダウンロード方法について

令和6年9月送付をもって紙媒体による返戻レセプト及び振込通知書等の送付廃止について、先月、ご案内いたしましたが、オンライン請求システム公開の当該帳票等のダウンロード期間は公開日から3か月間(※)です。3か月を過ぎますとダウンロードができなくなりますので、必要な情報は以下の手順を参考に必ずダウンロードしてください。(不明な点等ございましたら、国保連合会審査課へご連絡ください。)

#### ●「返戻レセプト」のダウンロード

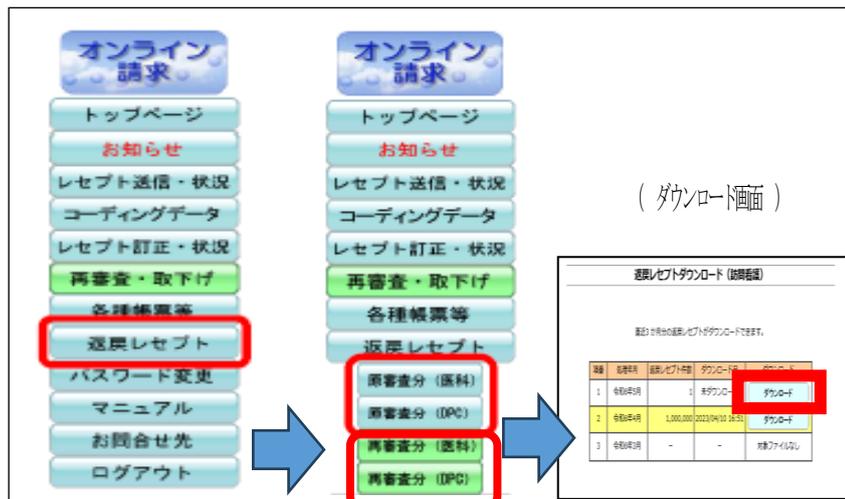
オンライン請求システムの操作方法

① **返戻レセプト** 選択

② **原審査分** を選択

(再審査分は **再審査分** を選択)

③ 該当情報の **ダウンロード** を選択



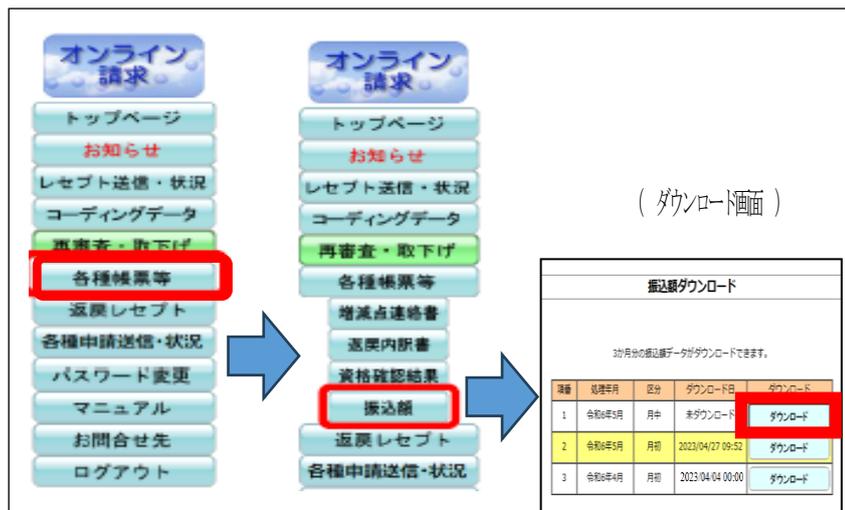
#### ●「振込通知書等」各種帳票のダウンロード

オンライン請求システムの操作方法

① **各種帳票等** 選択

② **振込額** を選択

③ 該当情報の **ダウンロード** を選択



(※) 公開日から3か月間

《お早めにダウンロード処理をお願いします。》

・ダウンロード画面にて、ダウンロード可能な帳票等の一覧(3か月分)が表示されています。

・【注意】毎月1～4日はシステムメンテナンス期間のためログイン(ダウンロード)できません。

## 2 国保連合会だよりについて

現在、書面にて郵送していますが、令和6年10月から紙媒体での送付を廃止して本会ホームページによる公開のみとします。

なお、オンライン請求システムの「静岡県国民健康保険団体連合会からのお知らせ」に、国保連合会だよりを本会ホームページに掲載した旨の御案内をいたします。

### ▶ オンライン請求システムお知らせ画面（※下図:システム TOP ページの本会からのお知らせ箇所赤枠）

オンライン請求システム

接続先 : 静岡県国民健康保険団体連合会  
利用者名 : 静岡県システム管理者1

最終ログイン時間 : 2024/4/12 17:58

オンライン請求

- トップページ
- お知らせ
- お知らせ登録
- 請求状況
- 返戻レセプト
- 返戻依頼・返付依頼
- 再審査返戻レセプト
- 振込額
- ユーザ管理
- 通知メッセージ
- 各種申請情報
- パスワード変更
- マニュアル
- お問合せ先
- ログアウト

処理状況

- 現在処理しているものはありません。

お知らせ

システムに関するお知らせ

- 「オンライン受領書」画面において「請求確定状況」が押下できない事象について（解消のご連絡）
- 【L4744 : 包括入退院案内に算定日を記録】エラーに関するお知らせ

運用に関するお知らせ

- 新型コロナウイルス感染症に関連する診療（調剤）行為マスターの診療（調剤）行為コードの記録について
- 返戻再請求のオンライン化について

その他のお知らせ

- オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能環境・事業者一覧更新のお知らせ
- オンライン請求用/パソコン動作環境更新のお知らせ

静岡県国民健康保険団体連合会からのお知らせ

- 再審査等請求ファイルを送信する際の注意事項
- 電子証明書の発行申請について
- 【重要】ブラウザ「Microsoft Edge」をご利用の皆様へ（令和2年10月30日掲載）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業に係る申請における重要操作について
- 【続報】Windows10をご利用の皆様へ(Edge「Chromium 版」へアップデートを行わないようご注意ください)R2年5月8日
- 【重要】Windows10をご利用の皆様へ(Edge「Chromium 版」をダウンロードするサイトにご確認ください)R2年4月21日
- 【重要】Windows10をご利用の皆様へ(Edge「Chromium 版」へアップデートを行わないようご注意ください)R2年4月17日
- ブラウザ「Microsoft Edge」をご利用される皆様へ（令和2年3月27日更新）
- 動作環境のブラウザ「Microsoft Edge」について（令和2年3月6日掲載）
- 環境設定更新ツールを用いてブラウザ「Microsoft Edge」へ変更する皆様へ（令和2年3月6日更新）
- 【重要】レセプトデータの請求確定について <確定後は取消はできませんのでご注意ください>
- 東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係るお問い合わせについて
- ←をクリック ==オンライン請求システムの利用期限について==
- オンライン請求システムでFirefoxブラウザをご使用する皆様へ
- ←をクリック ==送信後の請求データ確定について==
- ←をクリック ==送信後の受領確認について==

「本会お知らせ欄」

### ▶ 本会ホームページによる閲覧手順（※下図手順は医科の情報を選択した例）

静岡県国民健康保険団体連合会  
Shizuoka National Health Insurance Organization

一般の皆様へ

保険医療機関・薬局等の皆様へ

特定健診等実施機関の皆様へ

介護保険事業者の皆様へ

障害福祉サービス事業者の皆様へ

柔道整復師の皆様へ

ホーム > 保険医療機関・薬局等の皆様へ > 医科 > 国保連合会だより

国保連合会だより

令和6年度

発行日	内容
令和6年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険被保険者の風下一斉更新 (PDF形式 : 312KB)</li> <li>「母子家庭等医療費助成事業」の名称変更</li> </ul>
令和6年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 入院時食事療養費等の標準負担額見直しに</li> </ul>

令和5年度

発行日	内容
令和6年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度診療報酬等の支払予定日毎の</li> </ul>

《閲覧手順》①保険医療機関・薬局等の皆様へを選択 ②点数表区分を選択 ③国保連合会だよりを選択

## ◎福祉医療費助成制度に係るお知らせ

### (1) こども医療費助成内容の変更について

**令和6年10月1日** から3市1町において、こども医療費の助成内容を変更します。

窓口にて健康保険証やマイナンバーカードと併せて、こども医療費受給者証の有効期限・助成内容等の確認をお願いします。(変更点 **太字**で表示)

市町名 負担者番号	変更前			変更後			お問い合わせ先 電話番号
	自己負担額		食事 助成	自己負担額		食事 助成	
	入院	通院		入院	通院		
富士宮市 83220079	無	500円 (月4回)	有	無	<b>無</b>	有	富士宮市役所 こども未来課 0544-22-1146
藤枝市 83220145	無	500円 (月4回)	無	無	<b>無</b>	<b>有</b>	藤枝市役所 こども・若者支援課 054-643-3241
御殿場市 83220152	無	500円 (月1回)	有	無	<b>無</b>	有	御殿場市役所 子育て支援課 0550-82-4124
南伊豆町 83220244	無	無	無	無	<b>無</b>	<b>有</b>	南伊豆町 福祉介護課 0558-62-6233

※ 助成対象は高校生世代まで(18歳年度末まで)

※ 食事助成「有」は、市町から助成があるため患者からは食事標準負担額を徴収しないでください。

ただし、こども医療費請求書には、本来患者から徴収すべき金額を食事標準負担額欄に記載してください。

**(2) レセプトオンライン請求機関のこども医療、ひとり親、重度障害者医療費の請求（明細）書の提出について**

法令に基づき、診療（調剤）報酬明細書（レセプト）の提出はオンライン請求に移行していただいておりますが、こども医療費請求書、ひとり親家庭等及び重度障害者（児）医療費明細書の提出についてはオンライン請求には対応しておりませんので、診療（調剤）報酬明細書（レセプト）をオンライン請求に変更した場合でも紙または磁気媒体（CD等）での提出をお願いします。

**(3) 請求（明細）書の早期提出のお願い**

こども医療費請求書、ひとり親家庭等及び重度障害者（児）医療費明細書の提出締切日は、毎月15日必着となっておりますが、郵便局の土曜日配達休止等が始まったことから、本会への到着が遅れるケースが見受けられます。

つきましては、業務御多忙の折大変恐縮ですが、早期提出にご協力いただきますようお願いいたします。

担当：保険者支援課 第2係 電話：054-253-5595
----------------------------------